

事前協議先（各担当課）

R7.4.1

各条項	協 議 内 容	協 議 先	電 話(所在地)	場 所	
第6条	建築協定(建築基準法第69条)	まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6328	本庁9階	
第7条	敷地面積の基準		まちづくり推進部 都市政策課		0568-85-6264
第14条	人にやさしい街づくりの推進に関する条例				0568-85-6265
第6条	地区計画(都市計画法第12条の5)	0568-85-6051			
第9条第1項	駐車場の台数(駐車場乗入れは、建設部土木管理課と協議)	まちづくり推進部 都市政策課	0568-85-6442	本庁8階	
第9条第4項	春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例				
第10条	駐輪場(台数及び規模)				
第13条	春日井市都市景観条例(大規模建築物等)				
第17条	公共輸送の確保(住宅1,000戸以上の開発行為等)	教育委員会 学校教育課	0568-85-6307	本庁8階	
第30条第3項	開発事業地の小学校及び中学校区、代表者の照会	まちづくり推進部 都市整備課	0568-85-6418 0568-85-6347 0568-85-6368		
-	土地区画整理事業地内、事業予定地内に関する協議	上下水道部 上下水道業務課 上下水道経営課 下水建設課	0568-85-6419 0568-85-6347	本庁7階	
第21条第4項第2号	公共下水道 (春日井市下水道条例)	建設部 公園緑地課	0568-85-6283		
第24条	上水道施設 (春日井市水道事業給水条例)			建設部 土木管理課	0568-85-6272
第11条	春日井市自然環境の保全を推進する条例 (市街化調整区域における造成工事の場合)	建設部 河川排水課	0568-85-6361		
第12条	春日井市緑化の推進に関する条例 春日井市緑化の推進に関する指導要領			消防本部 消防救急課	0568-85-6337
第20条	公園又は緑地の整備 (開発事業区域面積が0.3ha以上の開発行為)	消防本部 予防課	0568-85-6385		
第15条	交通安全施設等の設置			総務部 市民安全課	0568-85-6053
第19条	道路の整備(開発事業区域内に道路を設置する場合等)	企画経営部 財政課	0568-85-6086		
第18条第4項 第21条第5項	排水構造物の整備 (開発事業区域内に排水構造物を設置する場合等) 都市計画法第32条協議 春日井市公共用物管理条例 春日井市準用河川条例			環境部 環境政策課 環境保全課	0568-85-6216 0568-85-6217
第21条 第2項 第35条第1項、第3項、第4項	特定都市河川浸水被害対策法 春日井市雨水流出抑制施設設置指導要綱 農業用施設及びため池	環境部 環境保全課	0568-85-6217		
第22条第1項	春日井市消防水利設置基準			産業部 農政課	0568-85-6239
第22条第2項	消防活動用空地等の設置指導基準	産業部 企業活動支援課	0568-85-6247		
第9条第3項	駐車場出入口の安全確保			市民生活部 市民生活課	0568-85-6617
第18条 第26条	市の財産等に関する協議	こども未来部 保育課	0568-85-6202		
第33条	春日井市環境基本条例			こども未来部 子育て推進課	0568-85-6206
第33条	春日井市生活環境の保全に関する条例	健康福祉部 福祉政策課	0568-85-6184		
第33条	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(H22.10.1～)			環境部 清掃事業所	0568-84-3211 (鷹来町4957-2)
第35条第1項	生産緑地関係	教育委員会 文化財課	0568-33-1113 (柏原町1-97-1)		
-	製造業、運輸業及び郵便業(主として旅客の運送を行う事業は除く)の工場・研究所・倉庫の新増設に関する支援			0568-85-6184	0568-85-6184
第26条	集会施設の設置に関する協議 (住宅の計画戸数が50戸以上の場合)	0568-85-6184	0568-85-6184		
第30条第3項	開発事業地に関係する地元区長及び町内会長の照会			0568-85-6184	0568-85-6184
第32条	町内会等への加入促進に関する協議の報告	0568-85-6184	0568-85-6184		
第27条	保育施設等の設置に関する協議			0568-85-6184	0568-85-6184
-	老人福祉法に関する協議	0568-85-6184	0568-85-6184		
第25条	春日井市ごみステーション設置要綱			0568-85-6184	0568-85-6184
第16条	文化財の保全	0568-85-6184	0568-85-6184		